

# 地 域 再 生 計 画

## 1 地域再生計画の名称

ふらの食農体験構想

## 2 地域再生計画の申請主体の名称

富良野市

## 3 地域再生計画の区域

富良野市の全域

## 4 地域再生計画の目標

富良野市は北海道のほぼ中央に位置し、総面積は60,097 h a で、東側には大雪連峰から連なる十勝岳山系、西側には芦別岳を主峰とする夕張山地があり、標高のある両山脈に囲まれて南北に細長く富良野盆地が形成されている。富良野市は富良野盆地の南半を占め、盆地の中央を石狩川水系最長の支流空知川が北流して、富良野市街北部で富良野川と合流して芦別方面へと流下している。空知川とその支流の平坦な流域は水田地帯となっており、東部や南東部の丘陵部は畑作地帯が広がっている。

本市は、明治30年に扇山地区に入植者が入り、開拓の鍬が下ろされ明治36年には下富良野村が置かれた。大正8年には町制を施行し富良野町となり、その当時の人口は10,805人を数えた。その後、開拓の進展にともない年々人口は増加し昭和40年のピーク時には36,627人に達し、昭和41年には山部町と合併して市制を施行した。昭和40年代から50年代にかけて、農村部の過疎化が急速に進み、さらに、国道の出先機関の統廃合になり年々人口が減少し、平成17年度実施された国勢調査において25,076人となった。

市の基幹産業は、農業で稲作を中心に機械化一貫体制による大規模・省力化農業を推進したが、昭和40年代前半から始まった米の生産調整により転作を積極的に奨励し、野菜・果菜の導入に努め、現在では、夏季の寒暖差の大きい気候を生かした、タマネギ・ニンジン・ジャガイモ・スイカ・メロンなどが特産物となっており、道内有数の産地として発展した。

しかしながら、近年の貿易の自由化や農業政策の転換により農業情勢は一層厳しく、経

営の不振、担い手不足に伴う農業経営者の高齢化、鳥獣被害等により、毎年平均 30 戸余りの農家が離農を余儀なくされている状態にある。農家戸数も平成元年度には 1,402 戸であったが、平成 18 年度には半減に近い 830 戸に激減しており、耕地面積も平成元年度の 10,135ha から平成 17 年度には 9,306ha となっている。さらに、離農に伴い農家一戸あたりの平均経営規模は平成元年度の 7.22ha から 10.78ha に拡大せざるを得なくなっている現況である。そのため、農地の非流動や耕作放棄により山間部・中山間地を中心に遊休農地が増加傾向にあり、農用地の有効活用と新規就農者の確保が大きな課題となっている。合わせて、消費者の価値観の多様化や輸入農畜産物の増加により、安全安心・高品質な農畜産物が求められている。

冷涼な気候による低農薬かつ食味の良い作物が生産されている本市では、食農教育・農業体験を中心としたグリーンツーリズムの推進と消費者ニーズに適合した地産地消、生産者の顔の見える農産物づくりにより、地域経済の活性化が図られるものと期待されている。

本市の観光は、ラベンダーや四季折々の彩りをなす田園景観、TVドラマ「北の国から」などにより年々増加傾向を示し、平成 3 年度に年間入り込み数が初めて 200 万人台を超え、平成 14 年度には観光入り込み数が年間 249 万人に達した。しかし、「団体観光から個人観光へ」「観る観光から体験する観光へ」など、観光形態の変化とニーズの多岐多様化に加え、「北の国から」が平成 14 年をもって完結したこと等から、その後は、低迷が続いている状態にある。

また、平成 12 年度に実施した「富良野市観光経済調査」では、経済波及効果は年間 470 億円と推測されるものの、観光客一人当たりの平均消費額は、11,874 円であり、札幌市・函館市・小樽市など道内の観光都市と比べ低くなっており、観光関連事業所の市内調達率や人件費市内調達比率では、市外への流出が顕著となって表れている。さらに、来訪される観光客の約 3 / 4 が市内での宿泊がなく、通過型観光となっている。これらのことから、観光事業が市内経済に与える影響は大きく、持続性のある観光地として再構築する必要がある。

本市においては、滞在型観光や環境教育を含めたエコツーリズムを推進するため、現在、NPO 法人が 3 団体設立されおり、新たに都市間交流や食農教育を目的とした NPO 法人設立の動きもある。さらに、「21 世紀に残したい日本の自然百選」に選ばれた約 23,000ha に及ぶ国立大学法人 東京大学北海道演習林が市域内にあり、その効果的利活用が求めら

れており、農業の振興と自然景観・自然体験を合わせた通年型・滞在型観光の推進が本市の経済の発展と地域振興に必要となっている。

富良野市では、近年の少子化による児童・生徒の減少に伴い、学校の小規模化が年々進んできている。このような中、西達布地域要望により平成 19 年 4 月樹海東小学校と樹海西小学校が統合し、樹海小学校が樹海西小学校の校舎を利用して開校した。樹海東小学校は廃校となったが、これまでも地域コミュニティの役割も担っており、その利活用による地域活性化が地域住民から切望されている。

このため、廃校施設を民間事業者は無償貸付し、食農体験施設（食農研修施設・食農体験塾）として利活用する。食農体験施設では、全国の有機型農業を目指している人や生産法人または農家グループの人達に、農作物の実践栽培に即した科学的根拠・基礎学を勉強してもらい、農業技術者・指導者・後継者を育成し、新規就農希望者への農業基礎学の指導や、消費者や子供たちに対しての食農教育、農村・山間地域の活性化に向けたモデル事業の研究や、安全安心な農産物の提供、さらに、観光協会や地元観光業者と連携し、周辺に位置する東京大学北海道演習林を活用した自然体験や環境教育などの幅広い事業をこの施設で研修することを通して地域振興を図るものである。

- |                     |          |
|---------------------|----------|
| （目標 1）西達布地域における新規雇用 | 年間 20 名  |
| 専門技術職を除き地域住民を雇用する   |          |
| （目標 2）西達布地域における定住者  | 10 名     |
| （目標 3）交流人口の拡大       |          |
| 全国からの研修者・視察者の受け入れ   | 年間 200 名 |

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5 - 1 全体の概要

平成19年 3 月をもって廃校となった樹海東小学校の施設を利活用するため、事業者は無償で貸与し、地域の経済の活性化と基幹産業である農業の再生を図るため、減少する農業者を確保し、農業技術者・指導者・後継者の育成、全国農業志望者の受け皿、消費者・子どもたちの食農教育の場、農村・山村地域の活性化モデルの研究、当地域に憩いの場また

消費者との交流の場を提供し、雇用の増大定住人口の拡大等につなげ地域の活性化を図るものである。

事業者が廃校施設を活用するに当たっては、食農体験施設として、有機農法の研究・研修を農業コンサルタントや地元農業生産者さらには(社)ふらの観光協会と連携し、推進しようとするものであり、有機栽培の基本は人づくりであり、生産者自身が環境問題やコスト削減の視点から土壌や肥料等を勉強し、土壌分析や施肥設計を促すことが重要であると考える。

平成18年12月施行された有機農法推進法の中で、化学肥料や農薬を使用せず、遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本に環境への負荷をできるかぎり低減した農業と定義されており、有機栽培はこれからの農業にとって重要なことである。

さらに環境への負荷を低減するために、地熱保存庫や冷雪利用、太陽熱や風力の研究によるエコ施設の事業展開を図るものである。

この、民間事業者、地域、市が一体となった取組みにより、地域の雇用の増大や定住者の確保が図られるものと考ええる。

## 5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

### (1) 支援措置の番号及び名称

【番号】 A 0 8 0 1

【名称】 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

### (2) 事業の概要

今回の支援措置によって、西達布地域への企業誘致によって、雇用の増大と定住人口の拡大が図れることになり、富良野市の農業、観光、まちづくりの振興に寄与するものである。

具体的には校舎を食農体験施設(食農研修施設・食農体験塾)として位置づけ、管理事務所、体験室、加工室等に利用し活用します。屋内体育館については、研修場、肥料置場として活用する。

詳細としては、有機栽培技術の研究と新しい農業生産者の人材育成を通じ、安全・安心な食べ物が普及する社会の実現に貢献する活用を行える情報発信施設として利用するものである。

### (3) 支援措置の適用条件

廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること。

廃校校舎等(富良野市立樹海東小学校～平成19年3月31日廃校)の転用弾力化について、地域再生計画を作成し内閣総理大臣に認定申請する。

廃校校舎等を利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること。(民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進められる事業内容であること。)

富良野市は、基幹産業である第1次産業の衰退に伴い若年層の市外へ流出するとともに、少子高齢化の影響で過疎化が進展しており、新たな定住対策、就労対策が重要な課題となっている。

こうした中、樹海東小学校と樹海西小学校の統合によって廃校となった樹海東小学校の跡地利活用について、「樹海東小学校跡地利活用推進本部会議」を設置し、西達布地域要望である地域経済の活性化と雇用の創出を図るために民間活力による利活用を決定し、「富良野市未利用財産利活用基本方針」に基づき「樹海東小学校跡地利活用計画募集要項」を策定し、公募した結果2社の応募があり、第1次書類審査、第2次プレゼンテーション(事業計画説明)を行い、選定委員による採点方式によって、3月16日、株式会社ジャパンバイオフィームに内定したことから、地域再生計画へ認定申請を行うこととしたところである。

具体的には、(社)ふらの観光協会の推薦を受けた貸与企業と地元生産者団体の協力を得ながら、校舎・屋内体育館施設を管理事務所や研究室、研修室さらには加工室や体験室として食農体験施設として、地元だけではなく全国の農業に興味ある人やこれから農業を志す人を対象に、生産向上のための土壌づくり、施肥設計をすることで安全・安心な農産物の生産研究や研修、さらには、体験学習を希望する修学旅行生を対象に、農業体験や手づくり体験をとおり、食に関しても研修してもらい、幅広く富良野の農業と食の魅力を知ってもらうことにより地元産物の消費拡大が図られる。また、地域住民が消費者のニーズを的確に把握することが可能となる。

このことにより、農業の所得の向上並びに地域の自立につながるとともに、市・地域の

課題である「地域経済の維持向上により、過疎化の脱却、地域の再生、雇用の確保」につながるものと期待している。

市としては、事業推進に係る用地の提供と廃校校舎等の無償貸与するほか、定住促進のために住宅2戸を確保することと、市の観光部局、農業部局と連携し、農産物等の販売並びに各種イベントへ市職員を派遣し積極的な地元農産物のPR活動を行うほか、民間事業者や地域取り組む活動内容を市の広報紙・観光パンフレット・ホームページに掲載し幅広く普及宣伝に努め、安定経営や地域住民との交流促進を側面から支援する措置を講じる。

地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利活用が必要であること

廃校する校舎を食農体験や自然体験を主とする食農体験施設に利活用し、地域の憩いの場として、又、農村と消費者そして都市からの修学旅行生等の交流の場とすることにより、農業振興や経済への活性化を目指すものである。

施設を貸付して事業展開する内容は、農業の技術者・指導者・後継者の育成、新規就農者への支援、消費者や子供たちの食農教育、農村・山間地域の活性化に向けたモデル事業の研究や、安全安心な農産物の提供、さらに、周辺に位置する東京大学北海道演習林を活用した自然体験や環境教育などの事業を通して地域振興に寄与するものである。学校統合については、児童生徒の教育環境を考え教育効果を高めるために地域要望として統合に至ったものである。その条件として学校跡地についてもこれまで学校としての地域に果たしてきた役割と同じような利活用の要望があり、市として、庁内に樹海東小学校跡地利活用推進本部会議を設置し、西達布地域の活性化に資する事業について検討を重ねてきたが、地元では利活用者がいないため、「樹海東小学校跡地利活用計画募集」の公募を実施し、民間事業者を内定したものである。

同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等を無償貸与すること。

富良野市は、株式会社ジャパンバイオフาร์มに対し廃校となった樹海東小学校を無償で貸与する。

また、その際、関係法令の規程に反しないように実施する。

#### (4) 施設の利用内容

校舎～昭和50年建設 1,568 m<sup>2</sup>

- ・利活用事業者の管理事務所・研究室・研修室・加工室・手づくり体験室として使用
- ・利活用事業者が食農体験施設（食農研修施設・食農体験塾）として使用

屋内運動場～昭和51年建設 560 m<sup>2</sup>

- ・利活用事業者の肥料の保管庫、研修場として活用

屋外運動場～（11,570 m<sup>2</sup>）

- ・利活用事業者が試験農場・観光農園・観光牧場として使用

#### 6 計画期間

認定の日から～平成23年3月末まで

#### 7 目標の達成と状況に係る評価に関する事項

利活用事業者における雇用人数並びに定住者人口の数値等を検証するとともに、貸与施設の利用状況及び地域との交流活動状況を計画終了後、市職員及び有識者で構成する評価委員会で検証し、当計画の成果について総合的に判断する。

#### 8 地域再生計画実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし